

---

1030. ~~船会社受委託関係情報登録~~船舶管理情報登録

---

業務コード	内 容
VCA	<del>船会社受委託関係情報登録</del> 船舶管理情報登録

## 1. 業務概要

船会社と船舶代理店の受委託関係の登録、訂正または削除を行う。

受委託関係の登録は以下の単位で港ごとに行うことを可能とする。

- ①船会社コード、港コード及び船舶代理店コード単位（以下、港単位という。）
- ②船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コード単位（以下、船舶コード単位という。）
- ③船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コード単位（以下、航海番号単位という。）

また、本業務で船舶単位の船舶運航情報制限の登録を可能とする。\*1\*2

船会社がシステムに参加しない場合は、船舶代理店との受委託関係の登録は別途システムで行う。

（\*1）船舶単位の運航情報制限が登録された船舶については、以下の業務の利用を制限する。

- ①「船舶運航情報登録（VTX01）」業務
- ②「船舶運航情報登録呼出し（VTX11）」業務
- ③「入出港届照会（IVS）」業務

（\*2）船舶単位の運航情報制限が登録された船舶については、「入出港日別一覧照会（IVD）」業務において照会出力対象から除外される。

## 2. 入力者

船会社

## 3. 制限事項

- （1）1船会社単位の受委託関係を登録可能な港数は、最大100件とする。
- （2）1港単位の受委託関係を登録可能な船舶代理店数は、最大210件とする。内訳は以下の通り。
  - ①港単位で登録可能な受委託情報は、最大10件とする。
  - ②船舶コード単位で登録可能な受委託情報は、最大100件とする。\*3
  - ③航海番号単位で登録可能な受委託情報は、最大100件とする。\*3

（\*3）②、③に対して登録可能な船舶代理店コードは、最大~~2~~10件とする。

## 4. 入力条件

- （1）入力者チェック
  - ①システムに登録されている利用者であること。
  - ②港単位、船舶コード単位、航海番号単位の場合は、入力された船会社と同一会社であること。
  - ③船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードに対して船舶DBに登録されている船舶運航者と同一会社であること。
- （2）入力項目チェック
  - （A）単項目チェック  
「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。
  - （B）項目間関連チェック  
「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

### (3) 船会社受委託DBチェック

#### (A) 登録の場合

##### (a) 港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在しないこと。

##### (b) 船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在しないこと。

~~②登録識別の重複チェックがエラーでないこと。\*4~~

##### (c) 航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在しないこと。

~~②登録識別の重複チェックがエラーでないこと。\*4~~

#### (B) 訂正の場合

##### (a) 港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

##### (b) 船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

~~②登録識別の重複チェックがエラーでないこと。\*4~~

##### (c) 航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

~~②登録識別の重複チェックがエラーでないこと。\*4~~

#### (C) 取消しの場合

##### (a) 港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

##### (b) 船舶コード単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合は、入力された船会社コード、港コード及び船舶コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

##### (c) 航海番号単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBが存在すること。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び航海番号に対する船会社受委託DBが存在すること。

~~(\*4) 登録識別の重複チェック~~

~~①船舶コード単位の場合~~

~~入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対して、別の船舶代理店コードが既に存在し、船舶情報登録識別に登録可の旨が登録されている場合、船舶情報登録識別に登録可の旨を登録することはできない。また、貨物情報登録識別に登録可の旨が登録されている場合、さらに1つの船舶代理店に登録可の旨を登録することができる。~~

~~②航海番号単位の場合~~

~~入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対して、別の船舶代理店コードが既に存在し、船舶情報登録識別に登録可の旨が登録されている場合、船舶情報登録識別に登録可の旨を登録することはできない。また、貨物情報登録識別に登録可の旨が登録されている場合、さらに1つの船舶代理店に登録可の旨を登録することができる。~~

~~＜表1 登録識別の重複チェックパターン表＞~~

既に登録されている 他の代理店情報		本業務で入力する船舶代理店（C代理店）			
既登録船舶代理店数	パターン	船舶代理店	船舶情報登録識別	貨物情報登録識別	
1	①	A代理店	1	0	貨物情報登録識別に1を登録可能
	②	A代理店	0	1	船舶情報登録識別、貨物情報登録識別に1を登録可能
	③	A代理店	1	1	貨物情報登録識別に1を登録可能
2	④	A代理店	1	0	貨物情報登録識別に1を登録可能
		B代理店	0	1	
	⑤	A代理店	0	1	船舶情報登録識別に1を登録可能
		B代理店	0	1	
	⑥	A代理店	0	1	エラー
		B代理店	1	1	

~~1：登録可 0：登録不可~~

(4) 船舶DBチェック

(A) 登録の場合

船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DBが存在し、船舶運航情報制限の旨が登録されていないこと。

(B) 取消しの場合

船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DBが存在し、船舶運航情報制限の旨が登録されていること。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照)

### (2) 船会社受委託DB処理

#### (A) 登録の場合

##### (a) 港単位の場合

①入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを作成する。

②入力内容を登録する。

##### (b) 船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを作成する。

②入力内容を登録する。

##### (c) 航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを作成する。

②入力内容を登録する。

#### (B) 訂正の場合

##### (a) 港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを入力内容により更新する。

##### (b) 船舶コード単位の場合

入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを入力内容により更新する。

##### (c) 航海番号単位の場合

入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを入力内容により更新する。

#### (C) 取消しの場合

##### (a) 港単位登録の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを削除する。

##### (b) 船舶コード単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを削除する。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合、入力された船会社コード、港コード及び船舶コード単位のすべての船舶代理店情報を削除する。

##### (c) 航海番号単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託DBを削除する。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び航海番号単位のすべての船舶代理店情報を削除する。

(3) 船舶DB処理

(A) 登録の場合

入力された船舶コードに対する船舶DBに船舶運航情報制限の旨を登録する。

(B) 取消しの場合

入力された船舶コードに対する船舶DBの船舶運航情報制限の旨を取り消す。

(4) 船舶運航DB処理

(A) 登録の場合

入力された船舶コードに対する船舶運航DBが存在する場合は、船舶運航情報制限の旨を登録する。

(B) 取消しの場合

入力された船舶コードに対する船舶運航DBが存在する場合は、船舶運航情報制限の旨を取り消す。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 各業務における受委託チェックは以下の優先順位でチェックを行う。**ただし、情報登録識別が船舶の業務に関しては③のチェックは行わない。**

- ①航海番号単位
- ②船舶コード単位
- ③港単位

なお、優先順位が上位の単位で別の代理店と受委託関係が登録されている場合や、当該代理店で受委託無し旨が登録されている場合は、下位の単位の受委託関係が登録されていた場合でも受委託チェックでエラーとなる。

(2) 本業務で登録された受委託関係をもとに、各業務で行っている受委託関係チェックを以下に示す。

受委託関係チェック実施業務			情報登録識別		チェック方法	
項番	業務名	業務コード	船舶	貨物	全港	指定港
1004	船舶運航情報登録	V T X 0 1	○			○
1005	乗組員情報登録	V T X 0 2	○		○	
1006	旅客情報登録	V T X 0 3	○		○	
1007	船用品情報登録	V T X 0 4	○		○	
1008	船舶運航情報登録呼出し	V T X 1 1	○			○
1009	乗組員情報登録呼出し	V T X 1 2	○		○	
1010	旅客情報登録呼出し	V T X 1 3	○		○	
1011	船用品情報登録呼出し	V T X 1 4	○		○	
1012	入港前統一申請	V P X	○			○
<del>1013</del>	<del>入港前統一申請B</del>	<del>V P T</del>	<del>○</del>			<del>○</del>
<del>1014</del>	<del>入港前統一申請B呼出し</del>	<del>V P T 1 1</del>	<del>○</del>		<del>△</del>	<del>△</del>
1015	入港届等	V I X	○			○

<del>1016</del>	<del>入港届等B</del>	<del>VIT</del>	⊖			⊖
1020	とん税等納付申告	TPC	○			○ *5
1023	移動届	VMR	○			○ *6
1024	移動届呼出し	VMR11	○			○
1025	不開港出入許可申請	CPC	○		○	
1027	出港届等	VOX	○			○
<del>1028</del>	<del>出港届等B</del>	<del>VOI</del>	⊖			⊖
1045	入出港届等照会*7	IVS	○		△	△
2027	船積情報登録	CLR		○		○
2033	船積確認登録	CCL	○			○
2039	船積情報照会	I A L		○		○
2040	船積情報登録状況照会	I A C		○		○
4002	積荷目録情報登録	MFR		○		○
4003	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）	CMF01		○		○
	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）	CMF02		○		○
	積荷目録情報訂正（次港卸港の追加）	CMF03		○		○
4004	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務前）	CMF11		○		○
	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務後）	CMF12		○		○
	積荷目録情報訂正呼出し（次港卸港の追加）	CMF13		○		○
4006	積荷目録提出	DMF		○		○ *6
4007	到着確認登録	P I D		○		○ *6
4037	船卸予定登録	R P K		○		○ *6
4038	輸入貨物荷渡情報登録（ID登録）	D O R		○		○
4041	積荷目録状況照会	I M I		○		○
7031	貨物情報照会	I C G		○		○

○ : チェック実施

△ : 条件によりチェック実施（詳細な条件は各業務の詳細仕様参照）

- ・ 指定港チェックは、各業務で指定された港で受委託関係が登録されていることをチェック
- ・ 全港チェックは、本邦のいずれかの港で受委託関係が登録されていることをチェック

(\*5) : 同一開港のいずれかの港で受委託関係が登録されていることをチェック

(\*6) : 航海番号単位のチェックは行わない。

(\*7) : I V S 業務に関しては、B 業務で登録した情報を照会する場合に限り、受委託関係が登録されていることのチェックを行わない。